

平成27年10月23日(金)
13:30～14:30
千葉県後期高齢者医療広域連合 会議室

[次 第]

. 開会

. 事務局長挨拶

. 会長の選出及び副会長の指名について

. 意見交換

ページ

1.平成28・29年度保険料率の改定について…………… 2

2.データヘルス計画の策定について…………… 5

. その他

平成26年度千葉県後期高齢者医療の概況について…………… 5

. 閉会

< 参考資料 > ……………

- ・懇談会設置要綱
- ・席次表
- ・出席者名簿
- ・別冊 保健事業実施計画(案)(データヘルス計画)概要版
- ・別冊 平成26年度千葉県後期高齢者医療の概況

1. 平成28・29年度保険料率の改定について

(1) 今後の予定

- ・第2回懇談会を来年1月頃に開催予定
- ・来年2月開催の平成28年第1回定例会に「千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」改正議案を提出。
- ・平成28年4月から新保険料率を施行予定。

(2) 保険料率算定のしくみ(P3参照)

、 、 は2年分合計の額

「費用の見込額」を算出(医療給付費総額など / 約1兆1,330億円)

「収入の見込額」を算出(国庫・県・市町村負担金、後期高齢者交付金、剰余金など / 約1兆37億円)

「賦課総額(保険料賦課の必要額)」を算出(から を引き、予定保険料収納率99.25%で割る / 約1,302億円)

「被保険者一人当たりの保険料(均等割額・所得割率)」を算出(を均等割分と所得割分に按分(46:54)し、被保険者数(見込み)で割るなどの計算を行い算出。)

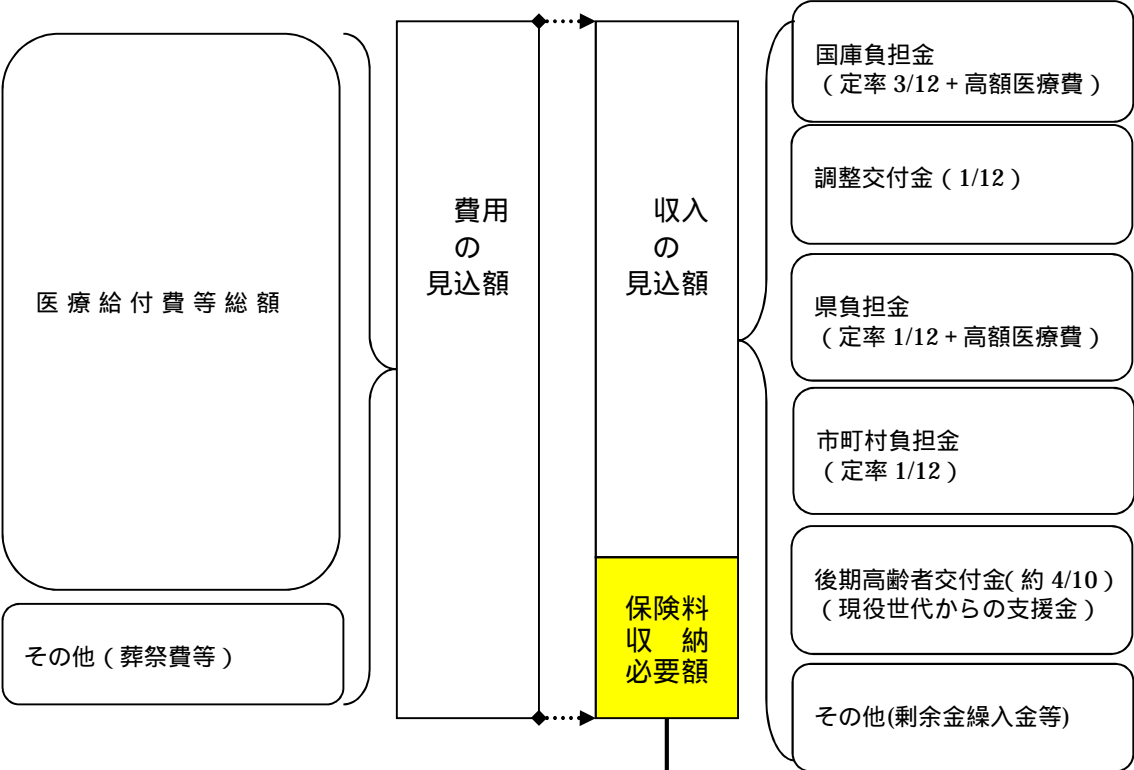
(参考)

(保険料の推移)

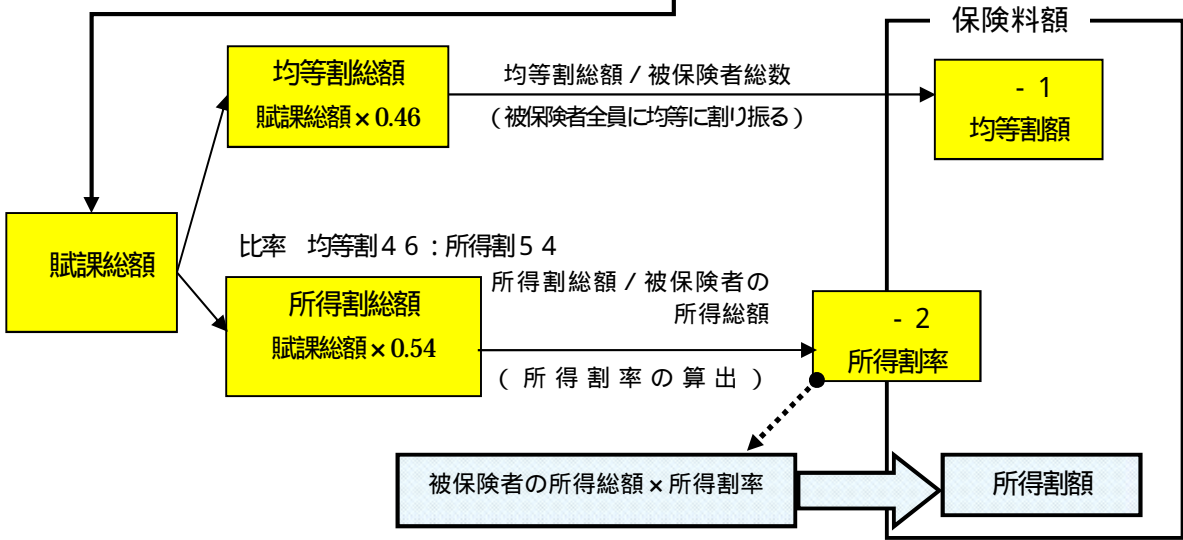
	第1期	第2期	第3期	第4期	
	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	(参考)全国
均等割額	37,400円	37,400円	37,400円	38,700円	44,904円
所得割率	7.12%	7.29%	7.29%	7.43%	8.76%
賦課限度額	50万円	50万円	55万円	57万円	

全国の均等割額、所得割率はそれぞれ、各都道府県の単純平均。

保険料率算定のしくみ



保険料収納必要額 / 予定保険料収納率
(保険料として賦課すべき額を求める)



所得 = 総所得金額等(※) - 33万円(基礎控除)

※総所得金額及び山林所得並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額

(3) 保険料の主な変動要因

主 な 変 動 要 因 前回算定時（H26・27保険料率算定）との比較	保険料率 への影響	決 定
後期高齢者負担率の引き上げ (10.73% 11.03%)	上昇	国通知
被保険者数の増加 (現行の+5.15%)	上昇	広域連合 見込み
1人当たりの医療給付費の増加 (現行の+0.75%)	上昇	広域連合 見込み
保険料収納予定率の見直し (前回算定時99.14% 99.25%)	抑制	広域連合 見込み
消費税率の引き上げ (29年度のみ現行の+暫定1.0%)	上昇	広域連合 見込み
消費税増による審査支払手数料の引き上げ (単価：現行58円 59円 29年度のみ)	上昇	広域連合 見込み
均等割軽減判定所得基準額の見直し	抑制	国通知
診療報酬の改定		国通知
その他		広域連合 見込み

上昇：費用の増加、収入の減少につながるもの
抑制：費用の削減、収入の増加につながるもの

財政安定化基金について

- ・ 県管理の基金で残高は約 65 億円。(拠出は国・県・連合 1/3 ずつ)
- ・ 法本則では、医療給付費の急増などのリスク回避が本来目的だが、法附則で、保険料上昇抑制に使うことも可とされているが、基金の活用にあたっては、国、県との協議が必要。

2. データヘルス計画の策定について

別冊 保健事業実施計画(案)(データヘルス計画)概要版
をご覧ください。

その他. 平成26年度千葉県後期高齢者医療の概況について

別冊 平成26年度千葉県後期高齢者医療の概況
をご覧ください。

< 参考資料 >

【千葉県後期高齢者医療懇談会設置要綱】

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、千葉県後期高齢者医療懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 保険料に関する事。
- (2) 医療給付に関する事。
- (3) 保健事業に関する事。
- (4) その他後期高齢者医療制度の運営に関する事。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
 - (3) 被用者保険等の医療保険者を代表する者
 - (4) その他広域連合長が必要と認める者
- 2 前項の委員の定数は、12人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名した者とし、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、総務課が行う。

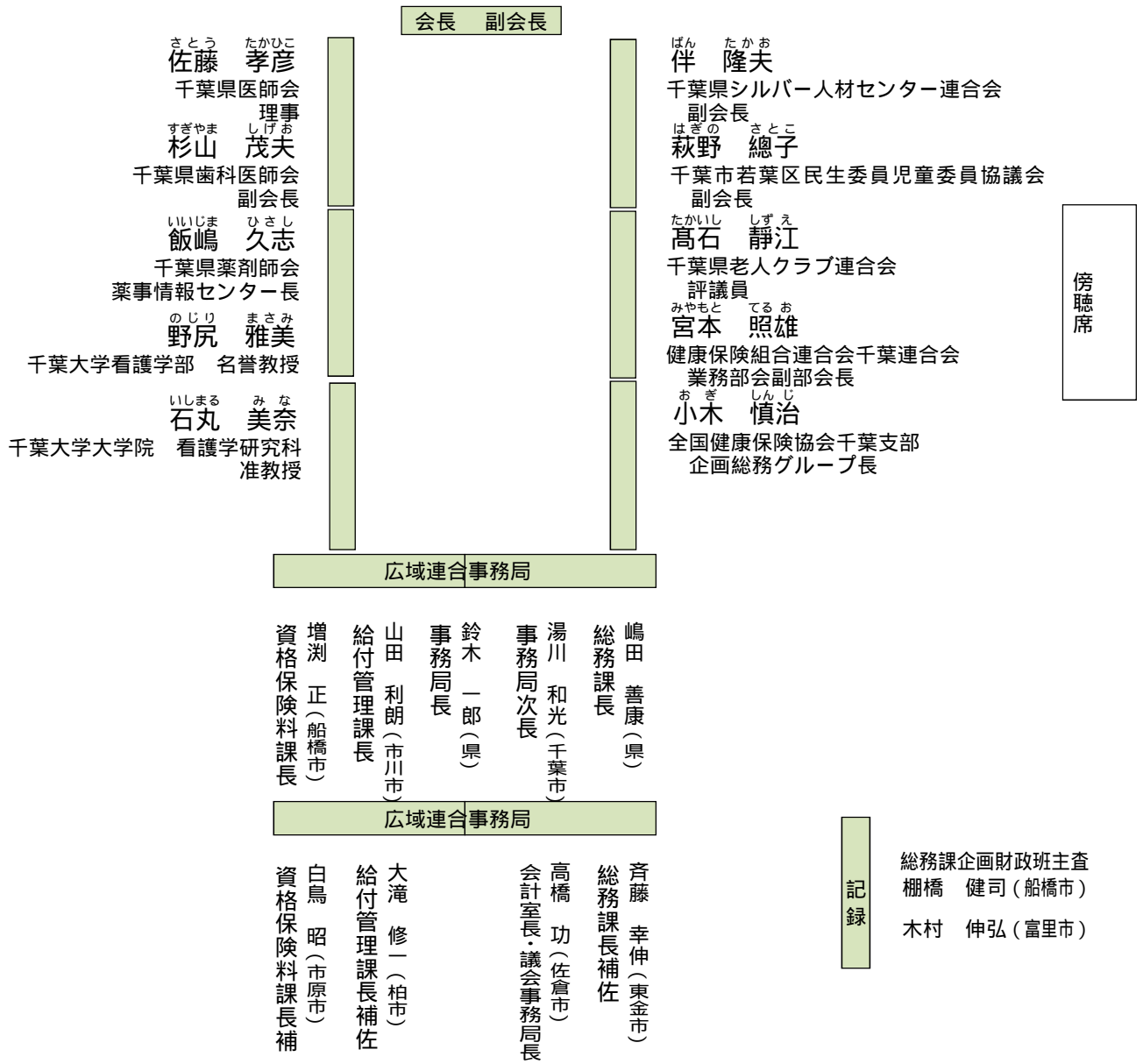
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

平成27年度 第1回 懇談会
千葉県後期高齢者医療広域連合



【出席者名簿】

区分	委員名	団体名	役職	任期	出欠	代理
被保険者代表	伴 隆夫	公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会	副会長	H27.10.23 ~ H29.3.31		
	萩野 總子	千葉市若葉区民生委員 児童委員協議会	副会長	"		
	高石 静江	公益財団法人 千葉県老人クラブ連合会	評議員	"		
保険医等代表	佐藤 孝彦	公益社団法人 千葉県医師会	理事	"		
	杉山 茂夫	一般社団法人 千葉県歯科医師会	副会長	"		
	飯嶋 久志	一般社団法人 千葉県薬剤師会	薬事情報 センター長	"		
医療保険者代表	宮本 照雄	健康保険組合連合会 千葉連合会 業務部会	副部会長	"		
	関口 正男	全国健康保険協会 千葉支部	企画総務 部長	"	代	企画総務グループ長 小木 慎治
	若菜 幸二	千葉縣市町村職員共済組合	事務局長	"	×	
連合長が必要と認める者	野尻 雅美	千葉大学看護学部	名誉教授	"		
	石丸 美奈	千葉大学大学院 看護学研究科	准教授	"		
	澤田 いつ子	公益社団法人 千葉県看護協会	専務理事	"	×	